

学校感染症に係る出席停止の手続きについて

学校感染症に係る出席停止の手続きについてお知らせします。

下記の学校感染症に感染した場合、本人を守るため、また感染の蔓延を防ぐため出席停止となりますので御理解と御協力をお願いいたします。また、出席停止期間の欠席は、下記の「出席停止の手続き」を行えば配慮されます。

学校感染症の種類

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、南米出血熱、痘そう、急性灰白髄炎、マールブルグ病、クリミア・コンゴ出血熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ(H5N1)、ペスト、ラッサ熱	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後五日を経過し、かつ、解熱後二日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤治療終了まで。
	麻疹	解熱後、三日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状消退後二日を経過するまで。
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

出席停止の手続き

- ① 上記の病気にかかれた場合は、必ず学校まで御連絡ください。学校より「出席停止報告書」を郵送いたします。なお、「出席停止報告書」は西舞鶴高校通信制のホームページでダウンロードも可能です。
- ② 医師から指示された出席停止期間を、郵送された「出席停止報告書」に記入して提出してください。
(注) 出席停止期間には基準がありますが、病状はひとりひとり異なるため、細かい点については受診した医師の指示に従ってください。
- ③ 「出席停止報告書」の提出は、登校できるようになってから提出してください。
- ④ 出席停止となった面接指導や考査の科目があれば、「欠課届(出席停止に係る場合)」及び受診したことを証明する資料(診療点数表、処方箋の説明書等)を提出してください。